



平成20年8月6日

各位

会社名 日本山村硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 山村 幸治
コード番号 5210 (東証・大証第一部)
問合せ先 コーポレート本部長 内山 修
TEL 0798 (32) 2300 (代表)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成20年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものでございます。

2. 自己株式の取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 600万株 (上限とする)
(発行済株式総数に対する割合 5.38%) |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 15億円 (上限とする) |
| (4) 株式の取得期間 | 平成20年8月7日～平成21年2月6日 |

(注) 市場動向により、一部又は全部の取得が行われない可能性もございます。

(ご参考) 平成20年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	111,103,606株
自己株式数	348,888株

以上